

種苗法の改定に関する意見書

種苗法「改定」案、は先の通常国会で全く審議されることなく継続審議となりました。

農業競争力強化支援法が2017年に施行し、公的試験機関が長年の研究、品種改良で蓄積してきた種子生産に関する知見を民間企業に提供することが義務付けられ、種子の開発、生産、普及の事業が公的機関から民間企業に移ることとなりました。種苗法「改定」案は、この農業競争力強化支援法にもとづくものであり次の問題点があります。

種苗は、農民の長年の努力によって食料を作るために次代に引き継がれ、改良が繰り返され、種苗交換会などをとおして在来種をはじめ優れた種苗は全国各地に広がり、歴史的にも公共の財産といえ、本来利益を目的とするものではありませんでした。今日、サツマイモなど種苗の自家増殖で生産されているものもおおくあり、自家増殖の原則禁止、自家増殖の許諾制導入の種苗法「改定」案は、安定的な食料生産と農民の経営を脅かす危険性があります。遺伝子組み換え種子など世界にでまわる種子の7割が多国籍企業によって生産され、育種権者保護の名目で多国籍企業の種苗の独占がすすむことで、食の安全安心が脅かされる危惧が消費者、国民に広がっています。

また、自家増殖が国内品種の海外流出の要因という指摘がありますが、国民の食を支えてきたすぐれた種苗を守るためには、従来国が行ってきた海外での品種登録を、さらに積極的にすすめることが現実的といえ、実際他国も自国の品種をまもるために日本での品種登録をすすめています。

よって以上の理由で、種苗法「改定」案の取りやめを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年10月2日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 農林水産大臣